

熊本県いじめ調査委員会調査報告書を  
受けた県教育委員会の対応について

# 答 申

平成29年11月24日

熊本県いじめ防止対策審議会

## 目 次

はじめに .....	1
1 重大事態が発生した場合の調査主体について .....	2
(1) 現状	
(2) 調査主体	
(3) 委員の構成	
(4) 自殺企図等の重大事態の調査	
(5) 学校の関わり方	
(6) 調査実施上の留意点	
2 寮の適切な管理運営について .....	5
(1) 現状	
(2) 入学前の寮に関する情報提供等	
(3) 慣例化した事実上の決まりの見直し	
(4) 寮生への心のケア等	
(5) 管理職の関わり	
(6) 県教育委員会の対応	
おわりに .....	7
【資料】	
1 熊本県いじめ防止対策審議会条例 .....	8
2 平成29年度熊本県いじめ防止対策審議会委員名簿 .....	9

## はじめに

平成25年8月に発生した県立高等学校生徒の自死事案は、学校付設の寮から帰省した自宅で起こった事案であった。

平成29年7月14日に熊本県いじめ調査委員会から知事へ再調査結果の報告（以下、「調査委員会答申」という。）がなされ、これを受け知事から当該重大事態への適切な対処及び再発防止のために必要な措置を講じるよう県教育長へ要請があった。調査委員会答申の提言には、当該校及び県教育委員会において既に改善が図られているものも含まれていたが、新たに検討し改善を図る必要があるものもあった。

このため、平成29年8月29日に県教育長から本審議会に対し、「熊本県いじめ調査委員会調査報告書を受けた県教育委員会の対応」について諮問が行われ、これを受けて、次の2点について審議を重ねてきた。

「1 重大事態が発生した場合の調査主体について」

「2 寮の適切な管理運営について」

本答申で提言した各方策については、県教育委員会での更なる検討が必要なものや各学校において工夫すべきものもあるが、今後、二度とこのような痛ましい事案が起こらないよう、学校、教育委員会、各関係機関が連携していじめのない学校づくりが進められることを期待したい。

## 1 重大事態が発生した場合の調査主体について

### (1) 現状

「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定 平成29年3月14日最終改定）」（以下、「基本方針」という。）では、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第28条第1項に該当する重大事態<sup>※1</sup>（以下、「重大事態」という。）の調査の主体については、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合が示されており、その調査を行う組織の構成については、第三者<sup>※2</sup>の参加を図ることで、「公平性・中立性」を確保するよう努めることが求められている。

現在、熊本県立学校において重大事態が発生した場合の調査主体については、教育委員会規則に「当該県立学校に学校いじめ調査委員会を設置する」と定め、調査主体を「学校」に限定している。また、組織構成については、法第22条の規定に基づく県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下、「22条校内組織」という。）を母体として、県教育委員会から派遣された専門家等を含む委員で構成することとしている<sup>※3</sup>。

しかし、重大事態の中でも、自殺を企図した場合（未遂も含む）は、保護者の「いじめの事実関係を明らかにしてほしい」、「何があったのかを知りたい」という思いが強く、第三者のみで構成される組織による調査を要望されることが多い現状がある。

#### ※1 いじめ防止対策推進法第28条第1項

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

#### ※2 第三者

弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者

※3 平成25年8月に発生した事案の学校調査委員会の委員（5人）は、当該校の校長、当該校のPTA会長に加え、県教育委員会から派遣された第三者の専門家等3人から構成されていた。

### (2) 調査主体

重大事態の調査主体は、現在、「学校」に限定しているが、事案によっては学校の設置者である県教育委員会が調査主体となるべきである。

特に、自殺を企図し、自死した場合や未遂の場合（以下、「自殺企図等の重大事態」という。）は、重大事態の中でも、殊更慎重に調査結果を分析する必要があり、調査の組織を学校に設置すると、委員の構成いかにかわらず、客観性に疑義を持たれる恐れがある。したがって、自殺企図等の重大事態の調査は、県教育委員会を主体とする調査組織で行うべきである。なお、その場合の調査組織は、県教育委員会の附属機関である「熊本県いじめ防止対策審議会」とすることが考えられる。

一方、自殺企図等の重大事態を除く重大事態の調査は、学校が直接事案に向き合い、当該児童生徒及び保護者とともに、学校生活の中で解決を図る必要があり、従前のおり、当該学校に「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行うことを原則とすべきである。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校設置者である県教育委員会が判断する場合には、前述の県教育委員会を主体とする調査組織で調査を行うべきである。

### （３）委員の構成

県教育委員会を主体とする調査組織は、（１）及び（２）で述べた保護者からの要望等を踏まえ、「公平性・中立性」を担保した第三者の委員のみで構成すべきである。また、その委員については、迅速な調査に着手できるよう、臨時委員を置くことも検討すべきである。

学校に設置する「学校いじめ調査委員会」は、当該学校の「２２条校内組織」を母体として、県教育委員会から派遣する「公平性・中立性」を担保した第三者の専門家等を委員に加え、学校と県教育委員会が一体となって調査を行うべきである。

### （４）自殺企図等の重大事態の調査

自殺企図等の重大事態については、文部科学省が示す基本方針やガイドライン等に沿って調査を行う<sup>※４</sup>。調査は基本調査と詳細調査から構成され、その後の自殺防止に資する観点から学校及び学校の設置者が行う。

基本調査は、事案発生後速やかに、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものであり、学校が主体となって行うべきである。

また、詳細調査は、県教育委員会が基本調査の結果を踏まえ、当該事案の背景にいじめの疑いがあり、詳細調査へ移行する必要があるとの判断を行った場合、（２）及び（３）によって県教育委員会を主体とする調査組織

が調査を行うべきである。

なお、県教育委員会が上記の判断を行った場合は、当該児童生徒及び保護者のプライバシーに配慮しつつ、当該事案を公表することを原則とすべきである。

※4 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省)

#### (5) 学校の関わり方

学校は、自ら行う基本調査において、いじめの事実関係を迅速かつ丁寧に把握・確認しなければならない。また、学校は、県教育委員会を主体とする調査組織による詳細調査の結果が出た段階でも、更に事実と向き合っ  
て、再発防止に努めるべきである。いずれの場合も、学校内で情報共有を行い、速やかに再発防止の取組の検討を行うべきである。

#### (6) 調査実施上の留意点

時間が経過するにつれて児童生徒の記憶が曖昧になることも想定されるため、県教育委員会は、状況に応じて早い段階で詳細調査へ移行する判断を行うなど時機を失することのないよう留意すべきである。

また、学校は、何度も同じ聴き取りや調査を行うと児童生徒の心身の負担となること等を考慮し、専門家等の助言を受けながらアンケート項目を精選するなど調査方法の工夫を行い、調査を長期化させないことが肝要である。

## 2 寮の適切な管理運営について

### (1) 現状

学校調査委員会調査報告書及び熊本県いじめ調査委員会調査報告書においては、平成25年8月に発生した県立高等学校生徒の自死事案は、「生徒の生活の場である寮での様々な問題も影響して発生したものである」とし、自死した生徒にとっては、寮における決まりごとや役割、人間関係等が心理的負荷を感じる要因になったとの見解が示されている。

寮を付設する熊本県立高等学校は、現在13校ある。これらの学校に調査した結果、寮には、明文化された寮規則以外に慣例化した事実上の決まりがあり、その中には、下級生に対して過度に心的負担となる不合理な内容も一部含まれていた。また、慣例化した事実上の決まりについて、事前に入寮する生徒・保護者に十分な情報提供がなされていない状況もあった。

### (2) 入学前の寮に関する情報提供等

寮規則に記載されていない慣例化した事実上の決まりは、たとえ集団生活を送る上で合理的な内容であっても、入寮後に知らされた生徒は戸惑うことが考えられる。よって、それらの決まりについても明文化し、受検する前の学校説明会や体験入学等で、寮に関する丁寧な説明を行う必要がある。また、入寮希望者には、寮生活における家庭生活との違い等を理解させた上で、生徒・保護者から同意書等を取り、入寮を許可するなど、更なる改善を図るべきである。

### (3) 慣例化した事実上の決まりの見直し

慣例化した事実上の決まりの中に、不合理、不適切で下級生に対して過度に心的負担となる内容が含まれている場合は、学校は早期に、それを廃止又は改正すべきである。

また、合理性が認められる内容であっても、慣例化した事実上の決まりは、生徒指導の視点に立った舎監等の適切な関与のもと、寮生自らがその決まりが合理的で適切なものであるか適時検討するなど、寮の適正な自治活動につながるよう、常に見直しや改善を図っていくべきである。

### (4) 寮生への心のケア等

親元から離れ入寮したばかりの1年生は、特に心的負担が大きいので、スクールカウンセラーや養護教諭が寮生と初期の段階から関わるよう、寮内等における面談を、4月中を目途に実施すべきである。

また、県教育委員会は、寮生の心のケアを年間計画に位置づけ、計画的に実施できるよう、寮付設の県立学校へのスクールカウンセラーの配置時間等について、特段の配慮をすべきである。

#### (5) 管理職の関わり

寮を付設する県立高等学校の校長は、熊本県立学校管理規則及び熊本県立高等学校学則の趣旨を踏まえ、寮内のことを舎監任せにするのではなく、校長の責任において適切に寮を管理していくべきである。

また、(4)で述べた養護教諭やスクールカウンセラーの活用等を通して、寮生がいつでも悩み等を相談できる環境を整えるなど、寮生のための教育相談体制の充実を図るとともに、舎監等を中心に開かれる校内の寮に関する会議に、管理職も出席し、随時寮内の状況把握に努めるべきである。

#### (6) 県教育委員会の対応

(2)～(5)で述べた寮の管理運営上の改善等について、通常の業務である授業や部活動の指導等を行っている教諭又は実習教師が担当する舎監に、全てを担わせるのは物理的に難しいと考える。

県教育委員会は、そのような舎監の負担軽減等を図るため、新たな寄宿舎管理業務職員の配置等を進めるなど様々な観点から改善を図るべきである。

また、家庭生活からの急激な変化に伴う生徒の心的負担を軽減するため、寮の老朽化への対応やプライバシー保護の視点に立った配慮等、施設・設備面の改善も併せて検討すべきである。

## おわりに

本審議会は、県教育委員会から「熊本県いじめ調査委員会調査報告書を受けた県教育委員会の対応について」の諮問を受け、これまで二点について審議を重ね、ここに答申としてまとめた。

1の調査主体への提言については、県教育委員会の今後の対応をお願いしたい。

2の寮の適切な管理運営については、本答申において提言を行ったが、それぞれの学校の実状や社会状況等に応じて、随時、協議を重ね対応策を検討すべきである。

本答申の趣旨を踏まえ、県教育委員会においては、必要な手続きや具体的な施策を検討し、可能な限りその実現に努めてほしい。また、各学校では、それぞれの現状に合わせた具体的な取組を行うことで、学校が児童生徒にとって安全で安心できる環境となることを切に願う。

平成29年11月24日

熊本県いじめ防止対策審議会

会長 岩永 靖

○熊本県いじめ防止対策審議会条例

(平成26年3月24日条例第35号)

熊本県いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

熊本県いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の附属機関として、熊本県いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。次条において同じ。）に関する重要事項

(2) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に関する事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識経験その他のいじめの防止等に関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成29年度熊本県いじめ防止対策審議会

委員名簿

委員（五十音順）

	所属・役職	委員名（専門）	職能分野	
1	九州ルーテル学院大学 准教授	岩永 靖（福祉）	精神保健福祉士	会長
2	熊本大学大学院教育学研究科 シニア教授	浦野 エイミ（心理）	臨床心理士	会長代理
3	熊本大学 名誉教授	柴山 謙二（教育）	学識経験者	
4	熊本大学医学部附属病院 講師	城野 匡（医療）	医師	
5	原村法律事務所	園田 理美（法律）	弁護士	
6	熊本県民生委員児童委員協議会 会長	宮本 武夫（福祉）	民生委員	

※任期：H29.8.29～H31.8.28